

# グリーン経営認証取得助成金交付要綱

一般社団法人愛知県トラック協会

(目的)

## 第1条

この要綱は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「愛ト協」という。）が環境保全活動に自主的かつ継続的に取り組みをし、グリーン経営認証を取得する会員事業者（以下「事業者」という。）に対し、その認証取得に要する経費に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

## 第2条

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) グリーン経営認証

交通エコロジー・モビリティ財団（以下「エコモ財団」という。）が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取り組みを行っているトラック運送事業者に対して、審査の上、認証・登録を行うものである。

(助成対象)

## 第3条

助成対象は、愛知県内の営業所において、助成対象期間内にエコモ財団へ認証審査申請を行い、新規又は更新の審査・登録を完了した事業者とする。

但し、更新審査において、書類審査が行われた場合の申請は、助成の対象外とする。

(助成対象期間)

## 第4条

助成対象期間は、令和6年4月1日から令和7年2月14日までとする。

2 対象期間内であっても予算枠に達した場合は、打ち切ることがある。

(助成金額)

## 第5条

1 事業所あたりの助成金額は、次のとおりとする。

但し、同日審査により認証取得に係る費用が助成額を下回る場合は、百円単位を切り捨てた金額とする。

(1) 新規取得 10万円

- (2) 更新審査 5万円

(助成対象経費)

#### 第6条

助成対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 審査料
- (2) 登録証発行料
- (3) 定期審査料
- (4) 登録維持料
- (5) 指導・情報提供料等

(助成対象外経費)

#### 第7条

助成対象外経費は、次のとおり（以下一例）とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 消費税

(助成金の申請)

#### 第8条

グリーン経営の認証を完了した事業者は、次に掲げる書類を助成対象期間内に愛ト協に提出するものとする。

- (1) グリーン経営認証取得助成金交付申請書（様式1）
- (2) グリーン経営認証取得一覧（様式2）
- (3) グリーン経営認証登録証の写し
- (4) グリーン経営認証登録料等請求書及び明細書の写し
- (5) エコモ財団が発行したグリーン経営認証登録料等領収書の写し
- (6) エコモ財団が発行した審査登録対象事業者一覧表の写し
- (7) 入金口座登録書（既に提出済の場合は不要、登録内容が不明の場合は提出）

2 愛ト協は必要に応じ、提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

(助成金の支払い)

#### 第9条

愛ト協は、前条による申請を受け、その内容が適当と認める場合は、助成金の支払いを決定する。

(助成金の交付)

## 第 10 条

本事業による助成は、運輸事業振興助成交付金により行うため、年度内に交付するものとする。

但し、国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本助成額を減額することがある。

(助成金の返還等)

## 第 11 条

愛ト協は、事業者が次の各号の何れかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請内容に虚偽の記載又は助成金交付に伴う条件に違反したとき
- (2) 本要綱等の規定に違反又はこれらに基づく処分に従わないとき。
- (3) 事業者が愛ト協会員資格を失ったとき。
- (4) 直近までの愛ト協会費が納入期日を超えて未納のとき。

2 愛ト協は、前項の場合において、既に事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。この場合、愛ト協は、文書をもってその旨を事業者へ通知しなければならない。

3 事業者は、第 1 項及び前項の処分に対し、異議の申し立てをすることができず、誠意をもってその義務の履行に努めなければならない。

(事業に関する報告等)

## 第 12 条

愛ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告等を求めることができるものとする。

(管理台帳等の作成・保管)

## 第 13 条

愛ト協は、助成金の交付に係る管理台帳を作成・保管する。

(雑則)

## 第 14 条

愛ト協は、本事業の円滑な推進を図るため必要な事項で、本要綱に定めのない問題が生じたときは、組織決定のうえこれを解決するものとする。

2 本要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定める。

(附則)

本用綱は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

平成 20 年 4 月 4 日 一部変更。  
平成 21 年 4 月 3 日 常任理事会にて一部変更。  
平成 22 年 4 月 2 日 常任理事会にて一部変更。  
平成 23 年 4 月 5 日 常任理事会にて一部変更。  
平成 24 年 6 月 20 日 理事会、常任理事会にて一部変更。  
平成 25 年 4 月 2 日 常任理事会にて一部変更。  
平成 26 年 4 月 1 日 常任理事会にて一部変更。  
平成 27 年 4 月 1 日 常任理事会にて一部変更。  
平成 28 年 4 月 6 日 常任理事会にて一部変更。  
平成 29 年 3 月 17 日 常任理事会にて一部変更。  
平成 30 年 4 月 1 日 常任理事会にて一部変更。  
平成 31 年 3 月 18 日 常任理事会にて一部変更。  
令和 2 年 3 月 24 日 常任理事会にて一部変更。  
令和 3 年 3 月 23 日 常任理事会にて一部変更。  
令和 4 年 3 月 22 日 常任理事会にて一部変更。  
令和 5 年 3 月 22 日 常任理事会にて一部変更。  
令和 6 年 3 月 21 日 常任理事会にて一部変更。